

『7日間完成 社会福祉士試験合格塾』（2011年9月1日初版発行 ISBN：978-4-534-04861-5）
訂正のお知らせ

◎試験科目の区分の一部変更

本書発刊時点では専門科目であった「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」が、
2013年1月27日実施の第25回試験より、共通科目へと移動になりました。

本書の「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」は、
専門科目として6日目に学習することになっておりますが、共通科目として学習してください。

◎その他の正誤表

ページ	訂正箇所		誤	正	補足
全頁（30,111,123,128,132,133,140,141）	障害者自立支援法	（法律の名称）	障害者自立支援法	障害者総合支援法	障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が2013年4月1日に施行されました。障害者総合支援法については、本ファイルの後半の図解「障害者総合支援法」を参照してください。
39	かんたん図解 大都市制度	政令指定都市の数	19	20	2012年4月、熊本市が追加になりました。
		中核市の数	41	42	2013年4月、那覇市が追加になりました。
		*2脚注	2010年4月時点	2013年4月時点	
63	かんたん図解 老齢基礎年金のポイント	受給資格期間	—	2015年10月1日より、年金の受給資格期間は25年から10年に短縮される。	「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が2012年8月10日に成立し、左記のとおり改正されました。
		満額受給額、落とし穴	65,741円/月	64,875円/月	2013年10月～2014年3月の年金額（月額）です。
		保険料額	15,020円/月	15,040円/月	2013年度の保険料額です。

64	かんたん図解 基礎年金の種類	老齢基礎年金	—	2015年10月1日より、年金の受給資格期間は25年から10年に短縮される。	上記。	
			65,741円/月	64,875円/月	2013年10月～2014年3月の年金額（月額）です。	
			788,900円/年	778,500円/年	2013年10月以降の年金額（年額）です。	
		障害基礎年金	1級	82,175円/月	81,091円/月	2013年10月～2014年3月の年金額（月額）です。
				986,100円/年	973,100円/年	2013年10月以降の年金額（年額）です。
			2級	65,741円/月	64,875円/月	2013年10月～2014年3月の年金額（月額）です。
				788,900円/年	778,500円/年	2013年10月以降の年金額（年額）です。
		遺族基礎年金	65,741円/月	64,875円/月	2013年10月～2014年3月の年金額（月額）です。	
			788,900円/年	778,500円/年	2013年10月以降の年金額（年額）です。	
		89	かんたん図解 認定有効期間	新規の変更可能期間	最長5か月	最長12か月
92	かんたん図解 地域密着型サービス	訪問系	—	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2011年に創設されました（本ファイル後半の図解「地域密着型サービス」参照）。	
		複合系	—	複合型サービス	2011年に創設されました（本ファイル後半の図解「地域密着型サービス」参照）。	
97	財政構造	保険料	第1号被保険者20%、第2号被保険者30%	第1号被保険者21%、第2号被保険者29%	2012～2014年度の保険料が見直されました。	

98	かんたん図解 居宅介護支援事業者の 人員基準	介護予防 支援の受 託	受託できる上限 ＝所属する介護 支援専門員数(事 業所数ではない) ×8件	削除	受託制限の規定が廃止になり ました。
128	かんたん図 解 障害福祉サ ービスの体 系	介護給付	児童デイサービ ス	削除	2012年度より、児童福祉法に 移行しました。
			—	同行援護	2011年10月より、視覚障害 者向けの外出支援サービスと して開始されました。
		自立支援 給付	—	相談支援 ・地域相談支援 ・計画相談支援	障害者総合支援法第六条によ り、2012年度から、介護給付、 訓練等給付、自立支援医療、 舗装具と並び、相談支援が創 設されました。
167	3日目 確認 問題の解答	問題8	地域福祉計画策 定は都道府県と 市町村に義務づ けられた。	地域福祉計画策 定は都道府県に 義務づけられた (市町村は任 意)。	

かんたん図解 障害者総合支援法（障害者自立支援法 2012 年改正）

改正箇所	改正前	改正後
題名	障害者自立支援法	正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
基本理念	—	社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、 社会的障壁 の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
障害者の範囲	—	障害者の範囲に 難病等 を加える。
障害程度区分	障害程度区分	障害支援区分
重度訪問介護の対象拡大	重度の肢体不自由者	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする
共同生活介護（ケアホーム）	自立支援給付に分類	訓練等給付である 共同生活援助 （グループホーム）へ一元化
地域移行支援の対象拡大	—	地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える
地域生活支援事業の追加	—	障害者に対する 理解を深める ための研修や啓発を行う事業、 意思疎通支援 を行う者を養成する事業等

かんたん
図録 地域密着型サービス

分類	サービス	内容
訪問系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2011年創設)	日中・夜間を通じて、 訪問介護 と 訪問看護 を一体的にまたは事業所が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時通報に対応
	夜間対応型訪問介護	最低限 22 ～ 6 時を含む巡回訪問。通報にも対応
通所系	認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）	施設・老人デイサービスセンターでの通所サービス
入所系	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の要介護者が対象。 グループホーム での介護、世話、機能訓練
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホームでの介護、世話、機能訓練
	地域密着型介護老人福祉施設	定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での介護、世話、機能訓練
複合系	小規模多機能型居宅介護	通所サービスを中心に、居宅への訪問サービスと短期宿泊サービスを組み合わせて提供
	複合型サービス (2011年創設)	小規模多機能型居宅介護 と 訪問看護 の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスを一体的に提供

以上